

令和7年度福島県

産業廃棄物排出事業者、処理業者、大学等のための

【再募集】

福島県サーキュラーエコノミー 促進支援事業補助金

産業廃棄物の排出抑制等のための施設整備や調査研究、
より効率的な適正処理のためのDX導入を支援します。

募集期間 9月3日～10月31日

排出事業者
処理業者

排出事業者
処理業者

排出事業者
処理業者
大学等

施設整備
募集終了

1,200万円

再募集

DX推進
最大
300万円

再募集

調査研究
最大
50万円

〈補助事例〉

・廃プラスチックの
圧縮施設
・汚泥の脱水施設 等

・AI・IoTを利用した
収集運搬車の自動配車
システム 等

・廃太陽電池モジュール
の処理研究 等

【問い合わせ先】

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(西庁舎10階)

福島県 生活環境部 産業廃棄物課

TEL:024-521-7264 FAX:024-521-7984

MAIL:sangyou@pref.fukushima.lg.jp

HPはこちら



事業の目的

産業廃棄物の排出抑制等を目的とした施設整備、産業廃棄物の排出抑制等に繋がる技術や製品の開発等を目的とした調査・研究及び適正処理の推進を目的としたDX導入施設整備に対して補助を行います。

- 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進
- より効率的な産業廃棄物の適正処理を目的としたDX導入

補助対象者

- 産業資源循環等施設整備事業**
 ・ 福島県内の排出事業者又は産業廃棄物処理業者
産業廃棄物処理DX化推進事業
 ・ 福島県内の排出事業者又は産業廃棄物処理業者
産業資源循環等調査研究事業
 ・ 福島県内の大学、短期大学及び高等専門学校

補助対象経費

- 産業資源循環等施設整備事業**
 機械設置・工具器具費 構築物費 その他の経費
産業廃棄物処理DX化推進事業
 機械装置・工具器具費 構築物費 委託料 リース料 その他の経費
産業資源循環等調査研究事業
 調査・研究設備等設置費 消耗品費 報償費 委託料 通信運搬費 リース料 その他の経費
 ※ 機械装置・工具器具の中古品は、価格の確定が困難なため、補助対象外
 ※ 単なる施設の整備や機械、器具等の購入及び更新のみの申請とみなされるものは対象外
 ※ 既に補助対象物件を取得しているもの又は施設整備が完了しているものは対象外
 ※ 補助対象物件の数量及び金額は、当該事業の事業規模から見て適正な範囲とする
 ※ 合理的な理由がある場合、2ヵ年度に分けて実施可能

補助事業期間

- 交付決定の日から翌年3月31日まで
 ※ 交付決定前に着手した事業は、一部の例外を除き、補助の対象外
 ※ 補助事業期間内に代金支払いまでの全事業を完了する必要がある、完了できない場合、交付決定は取消となる。

補助金の補助率及び補助限度額

	産業資源循環等施設整備事業		産業廃棄物処理DX化推進事業	産業資源循環等調査研究事業
産業廃棄物の種類	汚泥 廃プラスチック類 ばいじん	左記以外	すべて	すべて
補助率	2/3	1/2	1/2	定額
補助限度額	1,200万円		300万円	50万円

募集期間

令和7年9月3日(水)～令和7年10月31日(金)

申請の方法

事前にご連絡の上、必要書類を揃え、表面の問い合わせ先にご提出ください。

留意事項

補助金の交付内定先の選定に当たっては、学識者等で構成する委員会において、プレゼンテーション審査を行います。事業計画書を提出した方へは、別途、審査日時等を連絡します。審査項目については、募集要領をご確認ください。

補助対象事業(以下の全てに該当すること)

産業資源循環等施設整備事業

- 産業廃棄物の排出抑制、減量化又は再生利用の効果が高いものであること
- 新たに設置又は改良する施設等であること
- 福島県の別の補助制度を活用する施設でないこと
- 施設等の産業廃棄物排出抑制、減量化又は再生利用システム等において先進性が高いものであること
- 県内への波及効果が高いものであること
- 事業の実施に伴って発生する環境負荷について、その低減のための十分な配慮がなされていること
- 焼却施設及び最終処分場等、廃棄物の処理・処分を主たる目的とするものでないこと
- 移動式処理施設の整備を目的とするものではないこと

産業廃棄物処理DX化推進事業

- DX化することで従前よりも効率的に産業廃棄物の適正処理の管理などが行えるものであること
- 新たに設置又は改良する施設であること
- 福島県の別の補助制度を活用する施設でないこと
- 産業廃棄物の適正処理に資する事業の効率化又は再生資源化率の向上等において先進性を有すること
- 県内への波及効果が高いものであること
- 事業の実施に伴って環境負荷が生じる場合は、その低減のための十分な配慮がなされていること

産業資源循環等調査研究事業

- 調査・研究の検証結果に基づいて処理施設や付帯施設の改良が行なわれることで、処理施設周辺環境への影響の回避・低減に対する効果が高いこと、又は、生産施設等の設置や改良、再生利用製品の製造等が行われることで、産業廃棄物の排出抑制等の効果が高いこと
- 福島県の別の補助制度を活用する施設でないこと
- 県内への波及効果が高いものであること

(産業廃棄物処理DX化推進事業導入例)
 収集運搬車の自動配車システム

